平成３１年３月１２日

中国電力株式会社
　島根原子力発電所長　　山本　直樹　　殿

島根原子力規制事務所
統括原子力運転検査官　　足立　恭二

島根原子力発電所の津波警報発令時における対応要領の不備について(指導)

島根原子力発電所では、大津波警報が発令された際、原子炉施設の作業に伴い水密扉等を開いている場合、委託先の監視員が閉鎖することが「工事施工管理手順書」に定められていますが、確実に閉鎖されたことを事業者に報告し、安全を確かなものにするためのプロセスが定められていないことが判明しました。

また、水密扉等は、整備されてから数年経過していますが、非常時の対応を定めた社内規程に水密扉や津波扉に関する明確な手順が定められていないことも確認されました。

これらについては、第３回保安検査で指摘するとともに、改善を求めたところですが、第４回保安検査において対応状況の確認を行ったところ、水密扉の閉鎖確認については「委託先の監視員(警備員)に責任を一任しているものに対し、事業者が逐一報告を受けたり、その結果を把握する必要はない。」との見解が示され「指摘に対する改善の必要はない。」との回答がありました。

地震、津波等の異常事象発生時、発生又は予測される危険からプラント及び人員の身体生命の安全を守るため、指示した対応が確実に実施されているか等の確認は緊急時対応の責任を有する事業者にとって大変重要です。

したがって、委託先に責任を一任したまま、自らがそれを確認する責任を果たさないとする姿勢は、原子力施設の安全に一義的な責任を有する事業者として極めて不適切なものであり、当該活動が管理された状態にあるとは認めがたいことから、下記の対応を求めます。

記

１．QMS 文書である「異常事象発生時の対応要領」を現状設備の運用に整合した最新の状態に維持するため、水密扉等の措置について、適正に反映する等の改善を図ること。
２．委託契約等(一部請負を含む)により、外部に業務を行わせる保安活動（巡視や点検）について、実態として委託先へ依存する体制が散見されることから、同様の形態がないか点検すること。
３．以上の改善状況について、結果を書面で報告すること。